

# 平成 31 年度政府予算編成 及び施策に関する要望

## 重点事項

平成 30 年 7 月 5 日

全国町村会

平成31年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

## 記

### 1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること

#### (1) 東日本大震災からの復興対策への万全な措置

「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、「基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）に基づき、万全の予算措置を講じること。

また、平成30年度中を目途に必要な見直しを行うとされる「基本方針」については、被災地の実情をしっかりと捉え、復興の総仕上げに向け、必要な見直しを行うこと。

さらに、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

#### (2) 原子力災害対策の徹底

東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

#### (3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たせるよう、新たな補助制度の創設、補助率のかさ上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

また、被災者に対する住宅並びに医療・福祉サービス等の確保、農地・農業用施設等の復旧や被災生産者に対する営農支援など農林水産業の復旧・復興支援、商工業及び観光業の早期事業再開並びに観光客誘致等への支援など、財政面を含め、十分な支援措置を講じること。

全国の市町村からの職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

#### (4) 集中豪雨等による大規模災害からの復旧・復興

近年、記録的な豪雨により、九州北部等で河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生していることから、被災町村に対し、国庫補助金や特別交付税を始めとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

(5) 全国防災・減災事業への十分な財政措置

今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に関すること

[1] 地方創生の更なる推進

(1) 町村が進める地方創生の取組の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

(2) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(3) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう支援すること。

(4) 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々(関係人口)の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

(5) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。

[2] 社会保障に係る安定財源の確保

一億総活躍プランや新しい経済政策パッケージにおいて掲げられた子育て支援、介護支援施策等を含め、社会保障の充実を推進するためには、所要の安定財源の確保が不可欠である。

町村は、これまでも、社会保障の充実のための諸施策に取り組んできており、こうした町村の取組に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

### [3] 子育て支援の充実

- (1) 幼児教育の無償化に当たっては、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確保すること。
  - ①対象者及び対象施設については、地域の実情や多様性等を踏まえ、公平性を確保すること。
  - ②幼児教育の段階的無償化に係る必要な地方財源を確保すること。
  - ③新たに生じる地方の事務負担については、極力軽減を図り、十分な財政措置を講じるとともに、準備に支障がないよう十分配慮すること。
- (2) 町村が地域の実情に応じ、障害児を含む全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。
- (3) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。  
また、保育教諭資格取得に係る経過措置の延長を行うこと。
- (4) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、地域の実情に応じて、放課後児童クラブが運営できるよう人員資格基準、人員配置基準等所要の見直しを行うこと。

### [4] 介護サービスの基盤確保

「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成等、引き続き人材確保に取り組むこと。

## 3. 町村自治の確立に関すること

- (1) 地方分権改革に関する「提案募集方式」については、可能な限り地方からの提案を実現すること。
- (2) 市町村合併は本来自的に行われるものであり、強制しないこと。
- (3) 道州制は導入しないこと。

#### 4. 地方税財政に関すること

##### (1) 地方交付税の総額の確保

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

##### (2) 近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方は徹底した行政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税収の変動や公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じて基金の積立てを行っており、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減することは到底認められないこと。

##### (3) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、「平成30年度税制改正大綱」において、「平成31年税制改正において創設する」と明記されたことから、次期通常国会において関連法案を確実に成立させること。

また、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に上乗せして計上すること。

##### (4) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも、不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

##### (5) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持すること。なお、30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例制度が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (6) 地方法人課税における偏在是正のための新たな措置を検討するに当たっては、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。
- (7) 今後、自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行うにしても、安定的な財源の確保等に配慮し、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を来さないことを前提とすること。  
また、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税に関し、適用期限到来後の見直しを行うに当たっては、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。  
さらに、環境性能割の導入に当たっては、技術開発の動向や町村財政への影響等を踏まえ、税率区分の見直しを行うこと。  
加えて、軽自動車税のグリーン化特例に関し、適用期限到来後及び環境性能割導入以後の見直しを行うに当たっては、税収の確保に十分留意すること。
- (8) 平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げについては、幼児教育の無償化を始め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実にを行うこと。  
また、消費税率10%時における軽減税率の導入に当たっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、軽減税率相当額について、安定的な恒久財源を確保すること。

## 5. 介護保険制度及び国民健康保険に関すること

- (1) 介護保険制度における調整交付金は保険者の責めに帰さない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うためのものであるため、「保険者機能強化推進交付金」など保険者機能強化のためのインセンティブに活用しないこと。
- (2) 国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、新制度施行後においても、引き続き堅持すること。
- (3) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。

- (4) オンライン資格確認や保健医療データプラットフォームなど、データヘルスの推進に向けた新たな仕組みの導入に当たっては、システムの構築・運用・更改に係る経費について、国の責任において財政措置を講じること。

## 6. 教育施策等の推進に関すること

- (1) 地域住民の拠り所となっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。
- (2) 公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

## 7. 農林水産業に関すること

- (1) TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じること。
- (2) 都市・農村共生社会の実現を図るため、今後の農業・農村政策については、国と自治体の役割分担の明確化や政策を検討するための、農政に関する国と地方の協議の場を設けるとともに、田園回帰の促進をはじめ、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。
- (3) 食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施すること。
- (4) 鳥獣被害対策について、野生鳥獣による農作物等の被害が、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (5) 森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、新たな森林管理システムの導入に当たっては、地域の実情に合わせた体制整備が行えるよう、国及び都道府県による支援の強化を図ること。

(6) 水産基本計画に基づき、浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化に係る各種施策をはじめ、東日本大震災からの復興等を着実に実施すること。

(7) 農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

## 8. 合区の早期解消に関すること

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要がある、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生にも逆行するものである。

早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

## 9. 国土政策に関すること

### (1) 社会資本の老朽化対策の総合的推進

防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

### (2) 地域交通の確保

中山間地域、過疎、離島等の条件不利地域において、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保するため、「小さな拠点」の形成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取組を支援すること。

### (3) 所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地については、今後一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組みや放棄された土地の管理責任の所在等、土地所有の在り方等の検討を早急に行うこと。